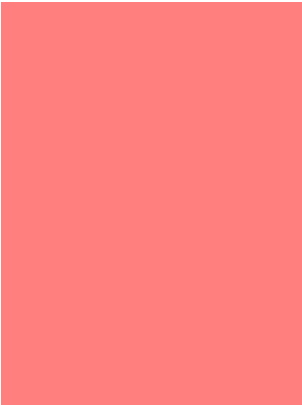




第5章

子ども・子育て支援事業計画

1 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき定めるものであり、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて作成します。

(1) 利用状況及び利用希望の把握

「子ども・子育て支援事業計画」の作成に当たり、子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査を行いました。これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行いました。

(2) 利用希望把握調査の概要

① 調査の種類・調査方法

調査種類・調査名		調査対象者の考え方
保護者調査 【標本調査】	小学校入学前保護者調査	就学前のお子さんを持つ保護者
	小学生保護者調査	小学生のお子さんを持つ保護者
子ども調査 【全数調査】	小学生調査	小学校2・4・6年生
	中高生調査	中学校1・3年生及び令和6年4月1日時点で16歳から18歳の方

*標本調査 ⇒ 調査区分に該当する母集団から無作為抽出法

*全数調査 ⇒ 調査区分に該当する母集団に対する全数調査

② 調査期間

令和5年10月11日(水)～令和5年11月1日(水)

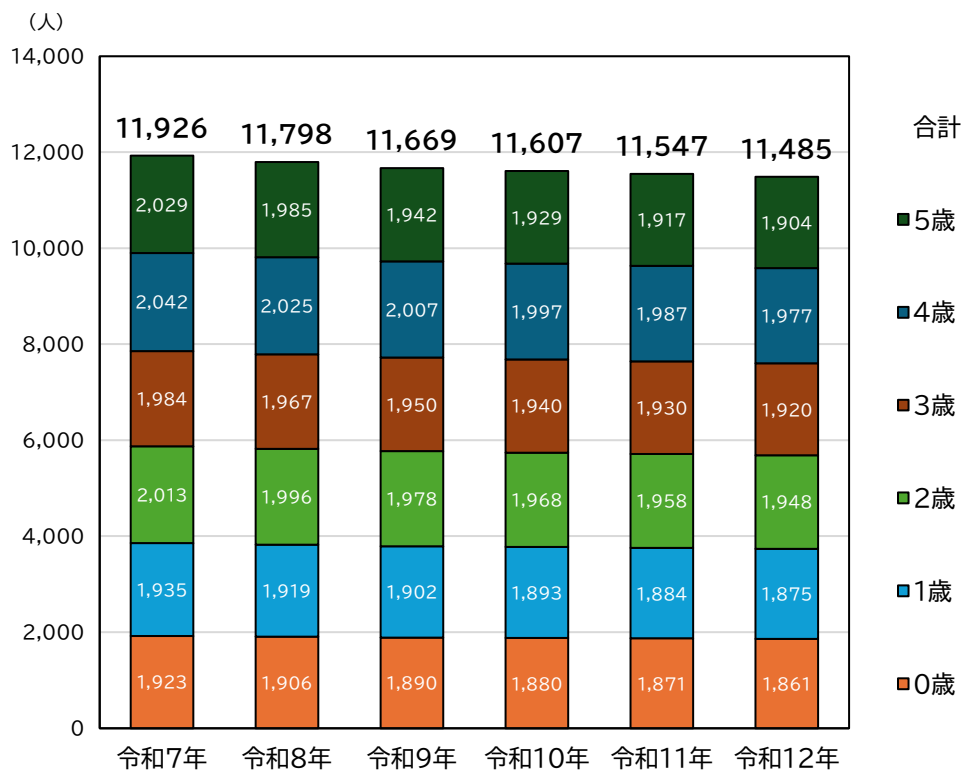
③ 回収状況

調査名	対象数	回収数	回収率
小学校入学前保護者調査	3,000人	1,136人	37.9%
小学生保護者調査	3,000人	1,114人	37.1%
小学生調査	6,224人	1,544人	24.8%
中高生調査	9,494人	1,581人	16.7%

2 計画期間中の子どもの数の推移

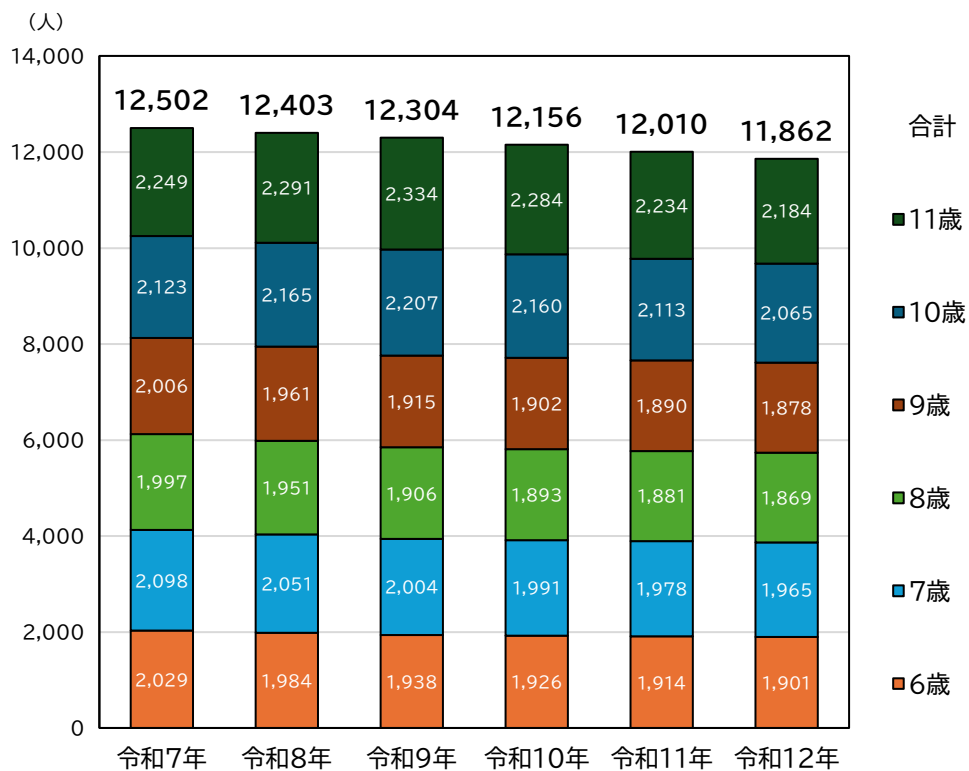
●0～5歳

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	1,923	1,906	1,890	1,880	1,871	1,861
1歳	1,935	1,919	1,902	1,893	1,884	1,875
2歳	2,013	1,996	1,978	1,968	1,958	1,948
3歳	1,984	1,967	1,950	1,940	1,930	1,920
4歳	2,042	2,025	2,007	1,997	1,987	1,977
5歳	2,029	1,985	1,942	1,929	1,917	1,904
合計	11,926	11,798	11,669	11,607	11,547	11,485



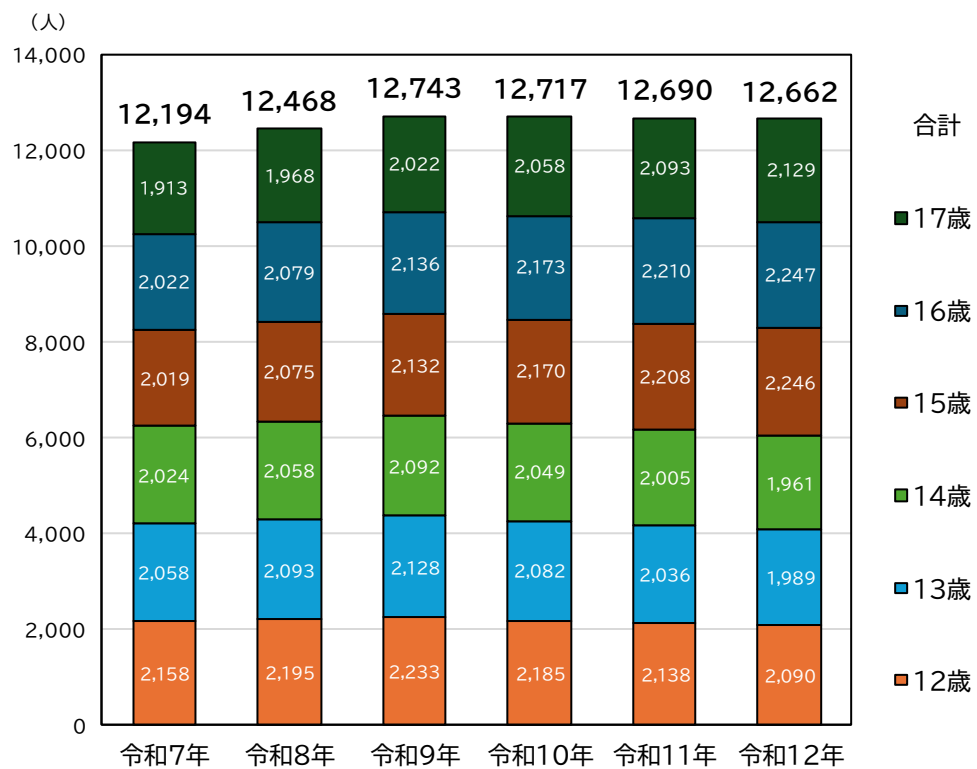
●6～11歳

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
6歳	2,029	1,984	1,938	1,926	1,914	1,901
7歳	2,098	2,051	2,004	1,991	1,978	1,965
8歳	1,997	1,951	1,906	1,893	1,881	1,869
9歳	2,006	1,961	1,915	1,902	1,890	1,878
10歳	2,123	2,165	2,207	2,160	2,113	2,065
11歳	2,249	2,291	2,334	2,284	2,234	2,184
合計	12,502	12,403	12,304	12,156	12,010	11,862



●12～17 歳

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
12 歳	2,158	2,195	2,233	2,185	2,138	2,090
13 歳	2,058	2,093	2,128	2,082	2,036	1,989
14 歳	2,024	2,058	2,092	2,049	2,005	1,961
15 歳	2,019	2,075	2,132	2,170	2,208	2,246
16 歳	2,022	2,079	2,136	2,173	2,210	2,247
17 歳	1,913	1,968	2,022	2,058	2,093	2,129
合計	12,194	12,468	12,743	12,717	12,690	12,662



3 教育・保育に関する計画

(1) 区域

教育・保育提供区域は、目黒区内を1区域とします。

(2) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

教育・保育の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。この結果と前回計画期間の利用実績（令和2年から令和5年）をもとに量の見込みを算出し、推計児童数や申込児童数等を踏まえた量を確保します。

認定区分	1号	2号	3号
対象となる子ども	満3歳～5歳	満3～5歳で保育が必要	0～2歳で保育が必要
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・ 特定地域型保育事業

(人)

年度(4月1日時点)		令和7年度						令和8年度					
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
人口予測		6,055			1,923	1,935	2,013	5,977			1,906	1,919	1,996
確保方策	量の見込み	1,747	508	3,480	525	1,207	1,353	1,702	494	3,435	520	1,197	1,342
	特定教育・保育施設 ※1	786		4,204	603	1,133	1,257	786		4,144	600	1,130	1,248
	認可保育所			4,150	603	1,133	1,257			4,090	600	1,130	1,248
	認定こども園	126		54				126		54			
	幼稚園	660						660					
	特定地域型保育事業 ※2				48	67	70				48	67	70
	その他	2,747	508	109	63	89	95	2,577	494	109	63	89	95
	認可外保育施設 ※3			109	63	89	95			109	63	89	95
	私立幼稚園(確認を受けない)	2,747						2,577					
幼稚園＋預かり保育(長時間・通年)		508						494					
確保方策合計		3,533	508	4,313	714	1,289	1,422	3,363	494	4,253	711	1,286	1,413
確保方策－量の見込み		1,786	0	833	189	82	69	1,661	0	818	191	89	71

年度(4月1日時点)		令和9年度						令和10年度					
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
人口予測		5,899			1,890	1,902	1,978	5,866			1,880	1,893	1,968
量の見込み		1,698	493	3,390	516	1,186	1,330	1,698	493	3,371	513	1,180	1,323
確保方策	特定教育・保育施設 ※1	786		4,091	597	1,131	1,251	786		4,144	603	1,157	1,272
	認可保育所			4,037	597	1,131	1,251			4,090	603	1,157	1,272
	認定こども園	126		54				126		54			
	幼稚園	660						660					
	特定地域型保育事業 ※2				48	67	70				48	67	70
	その他	2,577	493	109	63	89	95	2,577	493	109	63	89	95
	認可外保育施設 ※3			109	63	89	95			109	63	89	95
	私立幼稚園(確認を受けない)	2,577						2,577					
	幼稚園＋預かり保育(長時間・通年)		493						493				
確保方策合計		3,363	493	4,200	708	1,287	1,416	3,363	493	4,253	714	1,313	1,437
確保方策－量の見込み		1,665	0	810	192	101	86	1,665	0	882	201	133	114

年度(4月1日時点)		令和11年度						令和12年度					
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		3-5歳 幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
人口予測		5,834			1,871	1,884	1,958	5,801			1,861	1,875	1,948
量の見込み		1,698	493	3,353	511	1,174	1,316	1,698	493	3,334	508	1,169	1,309
確保方策	特定教育・保育施設 ※1	786		4,216	612	1,178	1,295	786		4,216	612	1,178	1,295
	認可保育所			4,162	612	1,178	1,295			4,162	612	1,178	1,295
	認定こども園	126		54				126		54			
	幼稚園	660						660					
	特定地域型保育事業 ※2				48	67	70				48	67	70
	その他	2,577	493	109	63	89	95	2,577	493	109	63	89	95
	認可外保育施設 ※3			109	63	89	95			109	63	89	95
	私立幼稚園(確認を受けない)	2,577						2,577					
	幼稚園＋預かり保育(長時間・通年)		493						493				
確保方策合計		3,363	493	4,325	723	1,334	1,460	3,363	493	4,325	723	1,334	1,460
確保方策－量の見込み		1,665	0	972	212	160	144	1,665	0	991	215	165	151

※1 特定教育・保育施設…認可保育所(区立・私立)・認定こども園・幼稚園(区立・私立)
※2 特定地域型保育事業…小規模保育事業・事業所内保育事業
※3 認可外保育施設…認証保育所・家庭福祉員(保育ママ)・企業主導型保育施設(地域枠)

4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

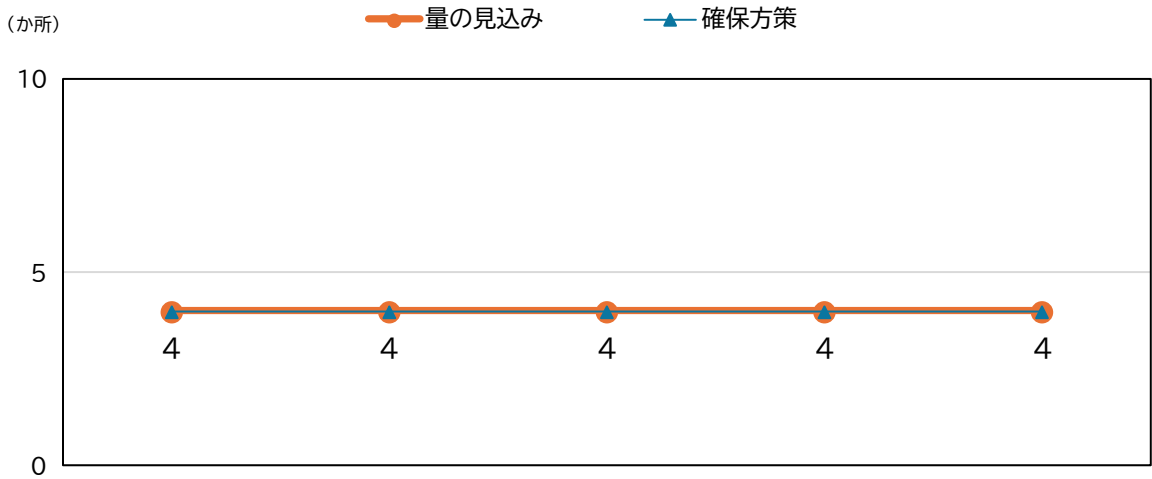
(1) 区域

地域子ども・子育て支援事業についての区域は、目黒区内を1区域とします。

(2) 量の見込み及び確保内容

① 利用者支援事業

子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。

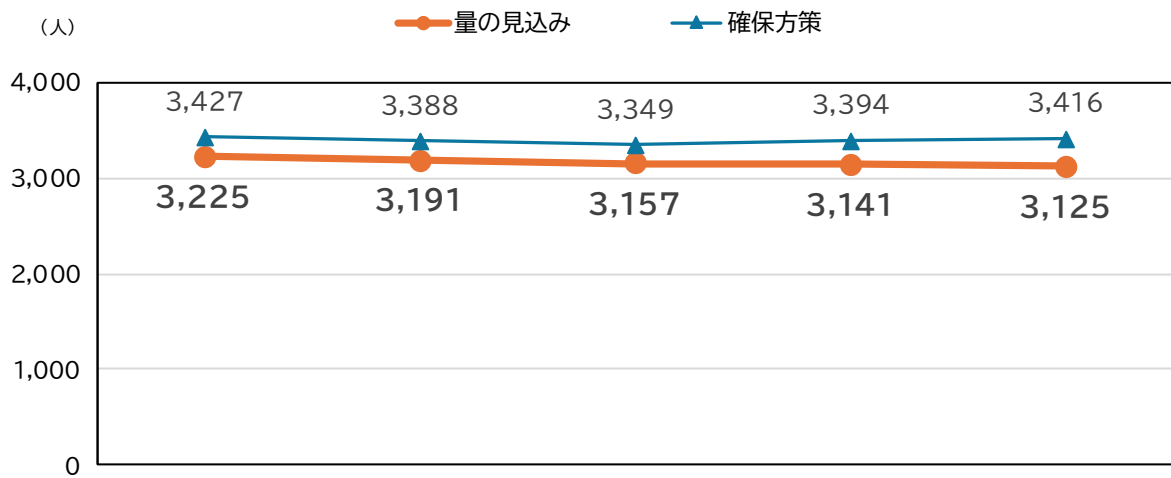


(か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

量の見込みの考え方	目黒区における利用者支援事業を実施している活動箇所数
確保方策の考え方	子育て家庭の身近な地域で実施するため、①利用者支援係、②保育課、③こども家庭センター、④地域保健課の計4か所で本事業を実施します。
今後の方向性	児童館などの地域の子育て施設に出向き、子育てに関する全般的な相談や、子育てサービスに関する情報提供等を行う出張相談を行っていきます。

② 時間外保育事業(事業名:延長保育事業)

保育園に入園した児童について、やむを得ない理由により、通常の利用日や時間帯を超えて保育が必要な場合に保育事業を実施します。



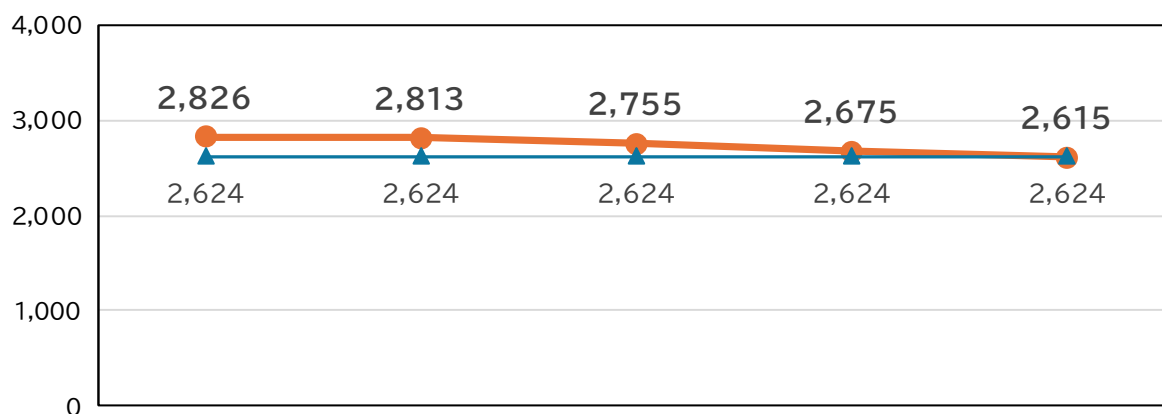
(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	3,225	3,191	3,157	3,141	3,125
確保方策	3,427	3,388	3,349	3,394	3,416

量的見込みの考え方	令和5年度の利用実人数から各年度の人口推計を基に算出しました。
確保方策の考え方	認可保育園、小規模・事業所内保育施設の定員や利用状況から見込みの確保量を算出しました。
今後の方向性	認可保育園等で引き続き実施します。

③ 放課後児童健全育成事業(事業名:学童保育クラブ)

共働きやひとり親家庭等の子どもたちの放課後及び学校休業中の生活の場として保育を行う事業で、小学1年生から6年生を対象としています。

(人) 量の見込み 確保方策



(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	合計	2,826	2,813	2,755	2,675	2,615
	低学年	2,510	2,500	2,459	2,370	2,310
	1年生	1,019	1,023	963	921	934
	2年生	835	851	855	804	769
	3年生	656	626	641	645	607
	高学年	316	313	296	305	305
	4年生	239	240	226	236	234
	5年生	56	50	51	49	50
	6年生	21	23	19	20	21
確保方策		2,624	2,624	2,624	2,624	2,624

量の見込みの考え方

学区別の人口、小学校の児童数、学童保育クラブの申請実績から需要を推計しました。

確保方策の考え方

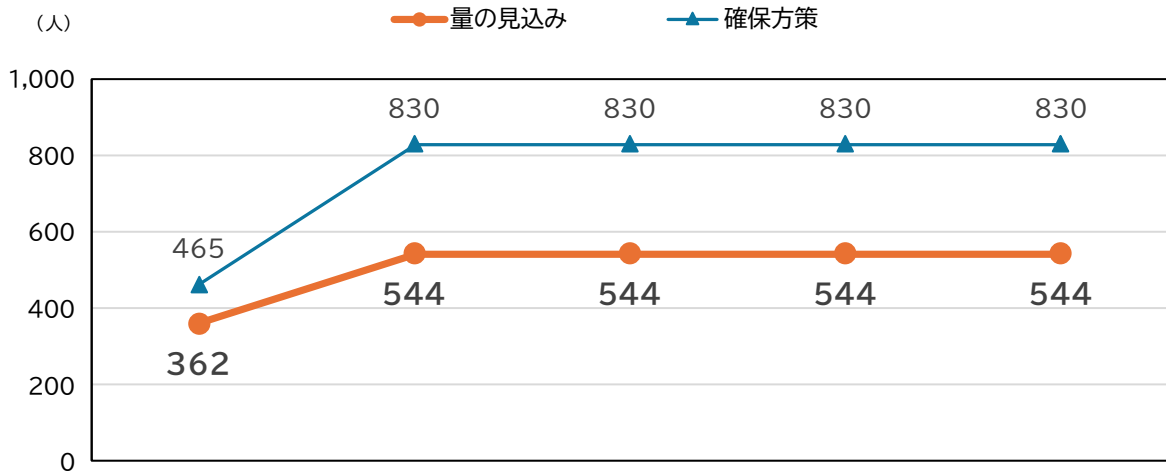
新たに学童保育クラブを整備するのではなく、保護者の就労状況にかかわらず、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、様々な理由で保育が必要な児童が、等しく学童保育クラブを利用できる仕組みへ見直していきます。

今後の方向性

少子高齢社会を迎え、今後共働き家庭等が増加することが見込まれる中、就労支援、子どもの安全・安心な居場所を確保するため、実態に即した運営方法等について創意工夫しながら、事業を継続していきます。

④ 子育て短期支援事業(事業名:乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ)

区内在住の0歳から12歳(小学生)以下の子どもを対象に、保護者が病気・出産・看護・仕事などで子どもの世話をする人がいないとき、区が委託した児童養護施設等で短期間(1回につき6泊7日まで)預かります。



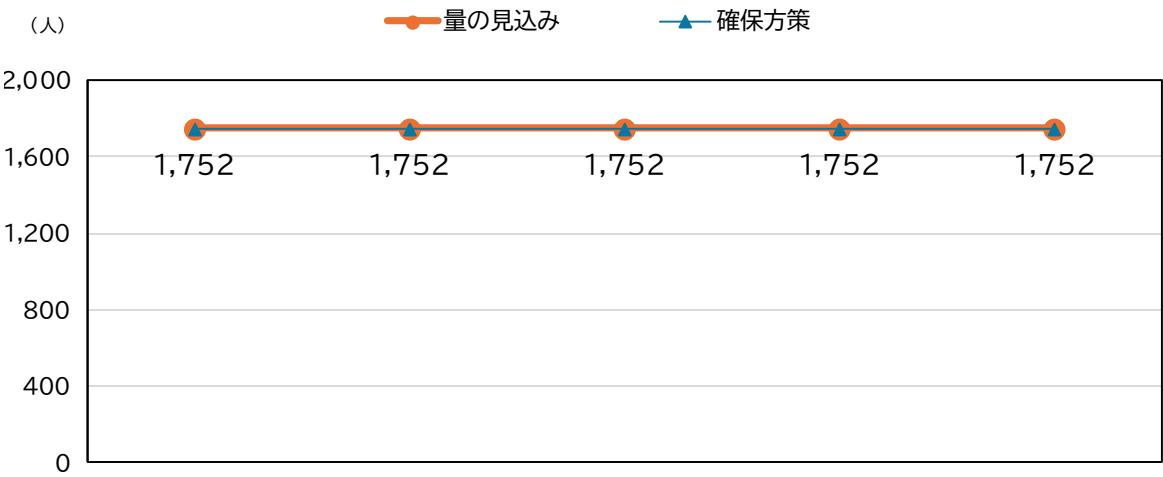
(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	362	544	544	544	544
確保方策	465	830	830	830	830

量的見込みの考え方	①0・1歳児定員1名に対する利用実績※ ②2歳から小学校6年生までの子ども定員1名に対する利用実績※
確保方策の考え方	現在、①乳幼児ショートステイ(0・1歳のみ)定員1名、②子どもショートステイ定員1名 ②子どもショートステイについて、定員1増とし拡充・整備を進めます。 *契約日数に応じて試算(乳幼児ショートステイ100日・子どもショートステイ365日)
今後の方向性	②子どもショートステイの定員増を図りながら事業を継続していきます。

※令和3年度から子どもショートステイの対象年齢を3歳から2歳に引き下げました。また、令和5年度からは0・1歳児を対象とした乳幼児ショートステイ事業を開始しました。

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業(事業名:養育支援訪問事業)

養育支援が必要と判断した家庭に対して養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を図ります。

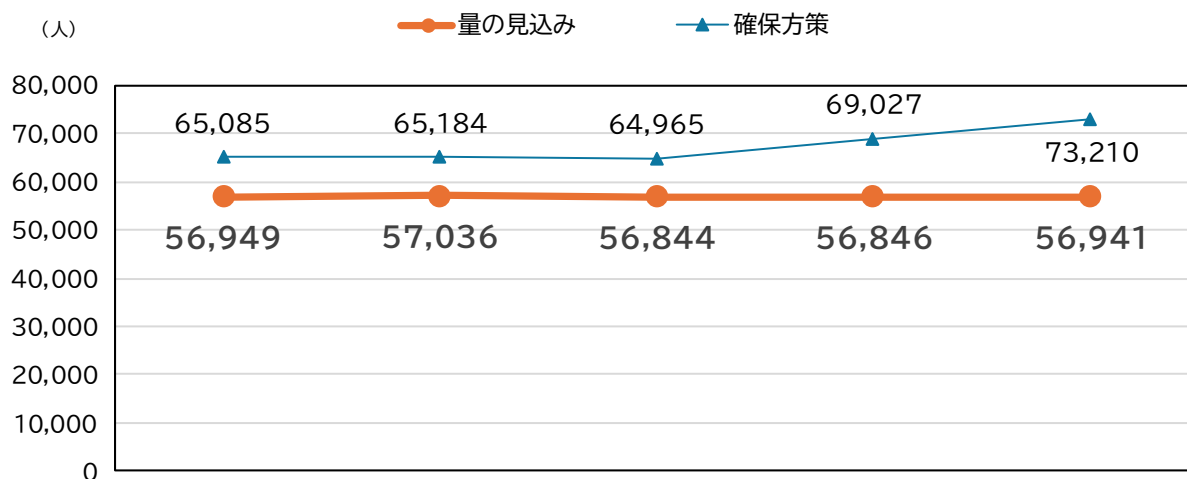


(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	1,752	1,752	1,752	1,752	1,752
確保方策	1,752	1,752	1,752	1,752	1,752

量的見込み・確保方策の考え方	養育支援が必要な家庭への専門相談における、令和2年度～令和5年度の実施件数の平均値に基づき量的見込みを計上しています。
今後の方向性	区は専門相談への対応職員を増員し、体制を強化してきました。今後の需要を踏まえながら適切に対応していきます。

⑥ 地域子育て支援拠点事業(事業名:子育てふれあいひろば事業)

子育て家庭の保護者と子ども(主として概ね3歳未満)の子育て家庭を中心にあそびのひろばを提供しながら、子育て相談や子育て情報等の提供を行うことにより、子育て家庭への支援を行います。



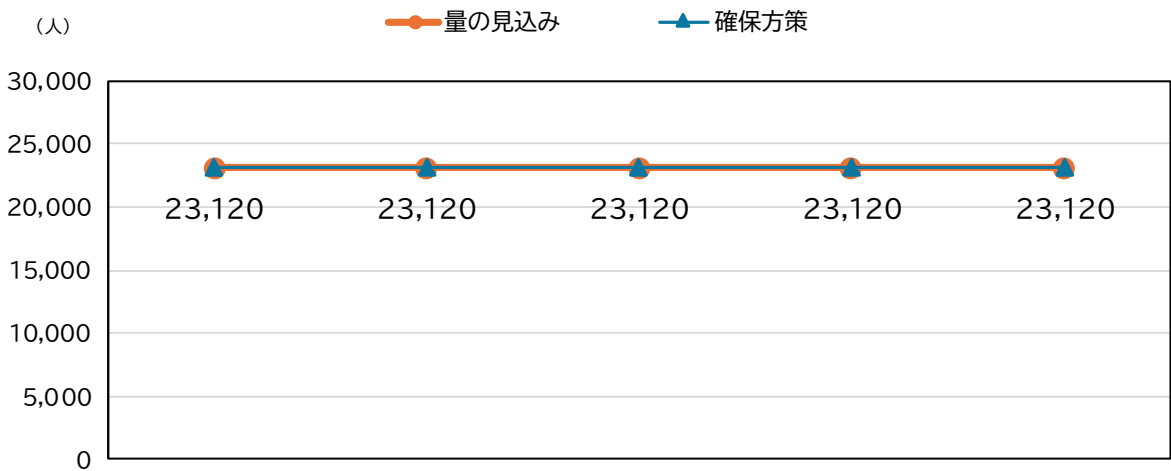
(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み		56,949	57,036	56,844	56,846	56,941
確保	人数	65,085	65,184	64,965	69,027	73,210
方策	施設	16 施設	16 施設	16 施設	17施設	18施設

量的見込みの考え方	令和5年度の実績値を基に、0歳～2歳児の人口推移から量的見込みを算出しています。
確保方策の考え方	令和6年度と比較して令和7年度の施設数は2施設増となります。令和5年度の実績値と見込み量の数値から施設数分の利用人数を算出しています。
今後の方向性	NPO ⁶⁷ 法人、民間事業者など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上しながら、地域で活動する団体や NPO 法人等と更なる連携を図っていきます。

⁶⁷NPO…Non-Profit Organization(非営利組織)の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法(NPO 法)」に基づく認証を取得し、法人登記した団体を NPO 法人という。

⑦ 一時預かり事業(幼稚園)(事業名:預かり保育(幼稚園))

幼稚園の通常の開園時間前後や長期休暇中に在園児の預かりを行います。



(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120
確保方策	23,120	23,120	23,120	23,120	23,120

量の見込み・確保方策 の考え方	令和5年度の実績値に基づき、量の見込み・確保方策を算出しています。
今後の方向性	預かり保育を利用したい、又は預かり保育の充実した幼稚園に通わせたい保護者のニーズを把握し、確保方策を充実させながら事業を継続していきます。

⑧ 一時預かり事業(事業名:一時保育事業(緊急一時保育・一時保育)、ファミリー・サポート・センター事業)

・緊急一時保育

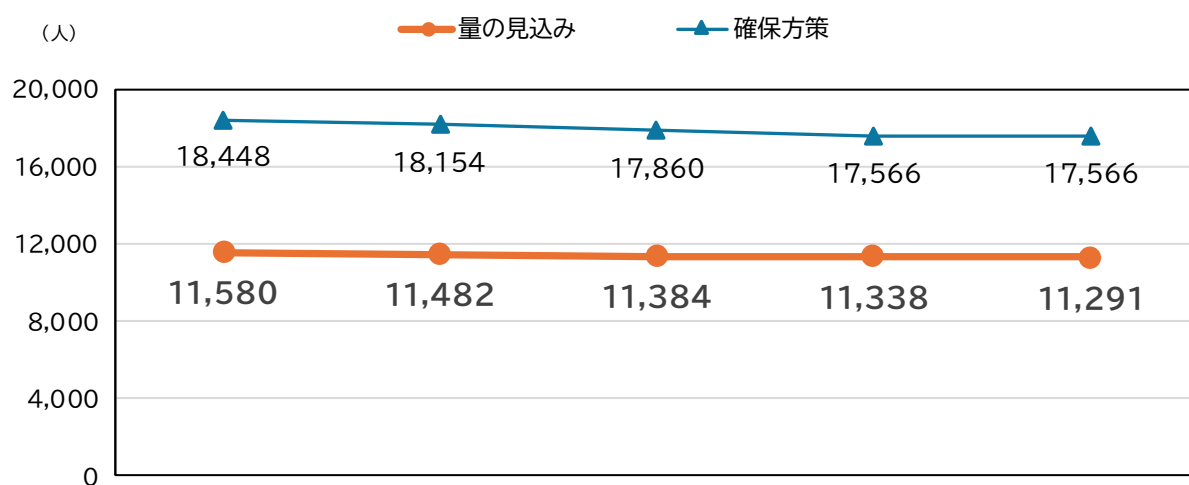
保護者が病気、出産、家族の入院などで急に子どもの世話ができなくなり、家族の中に世話をする人がいない場合に、区立保育園で一時的に子どもを預かります。

・一時保育

保護者のリフレッシュなど一時的に保育が必要な場合に、保育を実施します。

・ファミリー・サポート・センター事業

地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」が相互援助を行います。



(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み		11,580	11,482	11,384	11,338	11,291
確保方策		18,448	18,154	17,860	17,566	17,566
内訳	緊急一時保育	4,116	3,822	3,528	3,234	3,234
	一時保育	11,858	11,858	11,858	11,858	11,858
	ファミリー・サポート・センター	2,474	2,474	2,474	2,474	2,474

量的見込みの考え方

緊急一時保育・一時保育は、令和5年度実績人数と未就学児の人口推移を基に算出しています。ファミリー・サポート・センター事業については、令和5年度の累計利用回数から就学児の回数を除き算出しています。

確保方策の考え方

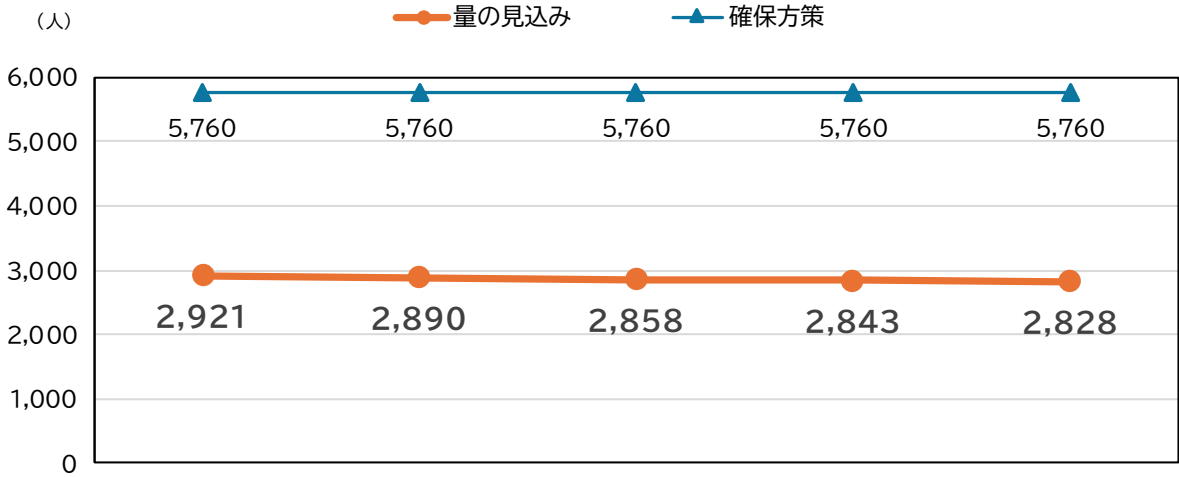
緊急一時保育・一時保育は、令和5年度の定員及び開設日を基に算出しています。ファミリー・サポート・センター事業については、令和5年度の累計利用回数から就学児の回数を除き算出しています。

今後の方向性

緊急一時保育については、必要な量を確保していきます。一時保育及びファミリー・サポート・センター事業については、継続して実施していきます。

⑨ 病児・病後児保育(事業名:病後児保育)

保育園等に通園している児童が、病気の回復期で集団保育が困難な時期に専用の施設で保育を行います。

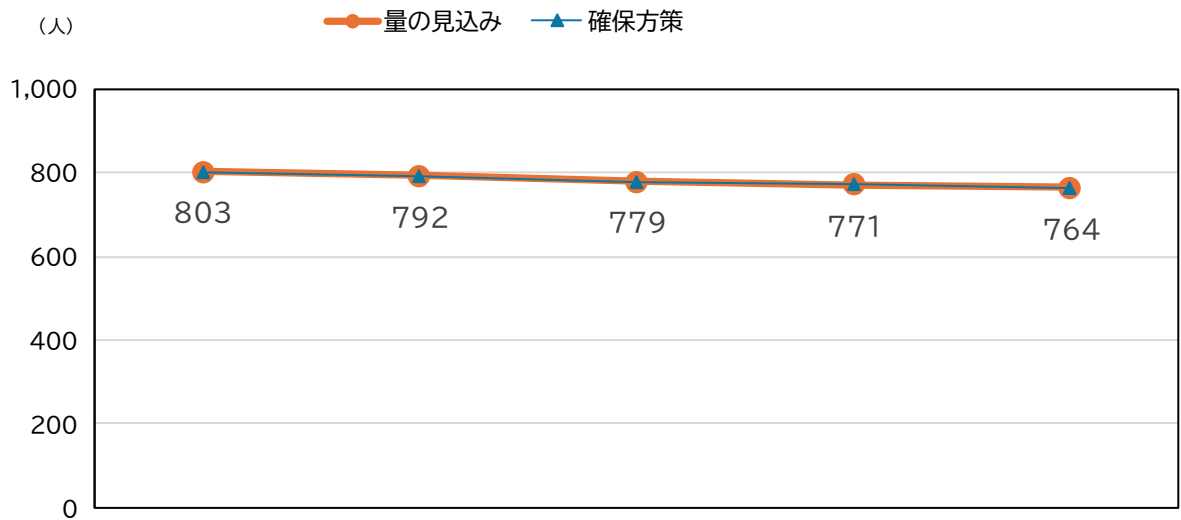


(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み		2,921	2,890	2,858	2,843	2,828
確保方策	人数	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	施設	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設

量的見込みの考え方	令和5年度の量的見込みの数値をもとに、未就学児の人口に対する増減率を加味して算出しています。
確保方策の考え方	令和7年度に新たに1施設開設する見込みのため、病後児保育施設は区内で合計6施設になります。現状での利用見込みを踏まえると、各施設における確保数が上回っていることから、当面新たな整備予定はありませんが、コロナ後を見据えた施設の運営状況、稼働率の推移を見守るとともに、利用者の評価検証などを通じて今後のあり方を検討していきます。
今後の方向性	1地区1か所以上の設置を維持していきます。なお、病児保育については、今後検討します。

⑩ 子育て援助活動支援事業(事業名:ファミリー・サポート・センター事業(就学児))

地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」が相互援助を行います。

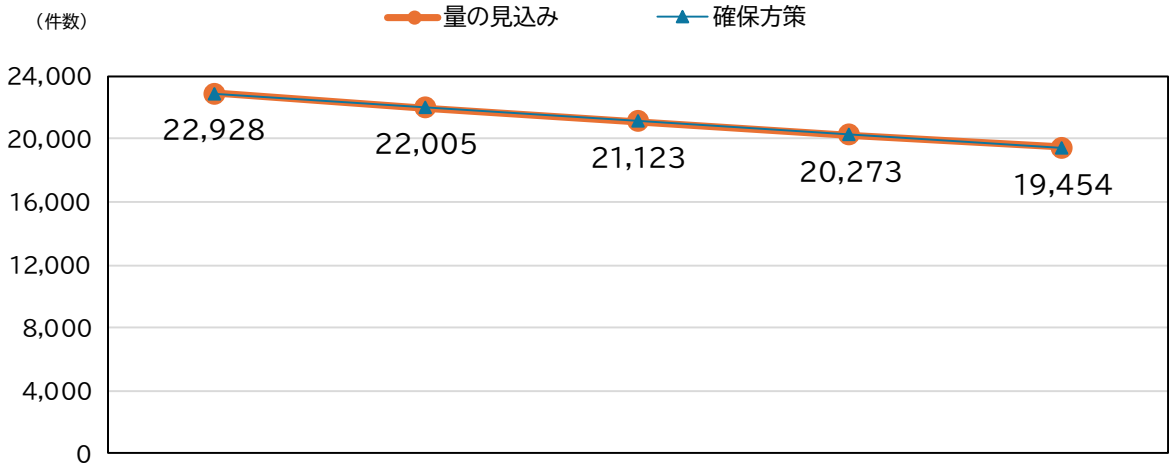


(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	803	792	779	771	764
	低学年	612	599	585	581	577
	高学年	191	193	194	190	187
確保方策		803	792	779	771	764

量の見込みの考え方	低学年は人数(推計)×10%(前計画参考)、高学年は人数(推計)×3%(前計画参考)から算出しています。
確保方策の考え方	令和5年度の計画値から算出した量の見込みの割合としています。
今後の方向性	継続し、協力会員確保に向けた検討を行います。

⑪ 妊婦健康診査

妊娠の届出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊婦健康診査、妊婦超音波検査、子宮頸がん検診を実施します。

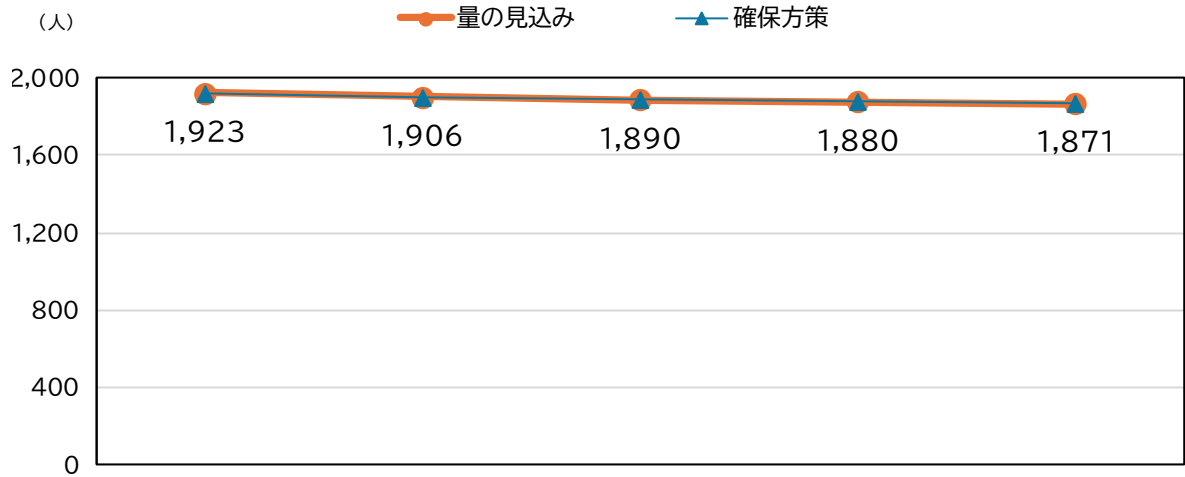


(件数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	届出 件数	2,211	2,122	2,037	1,955	1,876
	受診 件数	22,928	22,005	21,123	20,273	19,454
確保 方策	受診 件数	22,928	22,005	21,123	20,273	19,454

量的見込みの考え方	妊娠の「届出件数」は直近4年間の減少率4%から算出しています。妊婦健康診査の「受診件数」は直近4年間の平均受診回数(10.37回)を妊娠の届出件数に乗じて算出しています。
確保方策の考え方	妊娠の届出の際に受診票を交付、医療機関に委託して健康診査を実施します。併せて、妊婦超音波検査と子宮頸がん検診も実施します。 【妊婦健康診査】 14回公費負担 【妊婦超音波検査】 4回公費負担 【子宮頸がん検診】 1回公費負担
今後の方向性	継続して実施していきます。

⑫ 乳幼児全戸訪問事業

子育て家庭の福祉を増進するとともに、併せて「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第5条に規定する児童虐待の早期発見を行います。

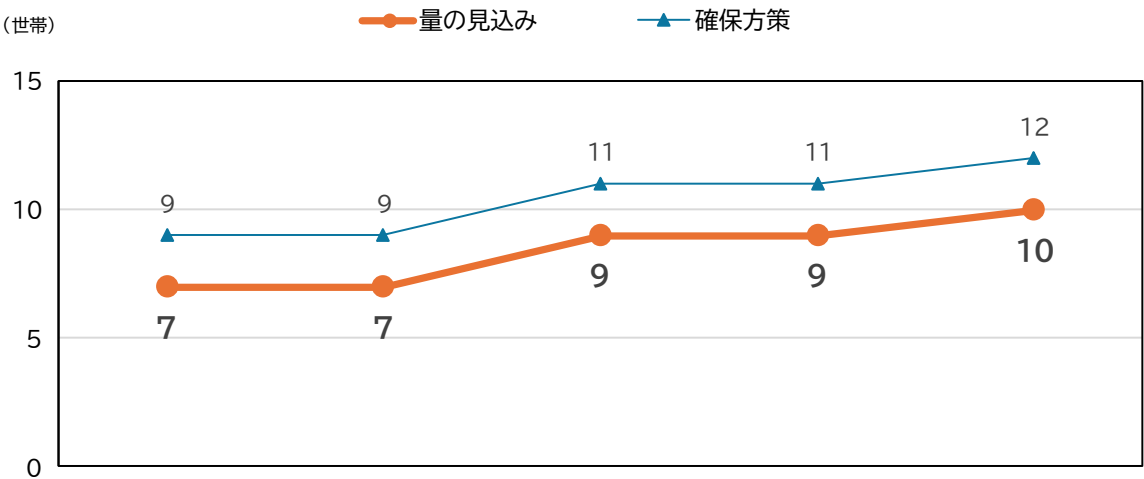


(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	1,923	1,906	1,890	1,880	1,871
確保方策	1,923	1,906	1,890	1,880	1,871

量的見込みの考え方	すべての新生児及びその保護者に対して実施することから、人口推計の0歳児の人数としています。
確保方策の考え方	① 乳児訪問希望者に対して保健師あるいは委託による助産師が訪問指導を行います。 ② 訪問希望の有無についての返答がなかった家庭について、継続して連絡、訪問等を行います。 ③ 子どもが生まれた家庭全戸に対して、訪問又はコンタクトがとれるように、引き続き乳児健診等他事業の受診状況等を考慮しながら、養育環境等に課題を抱えた家庭を早期発見していきます。
今後の方向性	継続して実施していきます。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防いでいきます。



(世帯)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	要支援	4	4	5	5	6
	要保護	3	3	4	4	4
確保方策	要支援	5	5	6	6	7
	要保護	4	4	5	5	5

量の見込みの考え方	養育家庭訪問支援事業実績に基づき、支援対象となる年間見込み世帯数を算出しています。(令和5年度実績)
確保方策の考え方	量の見込み数への支援を確保するとともに、要支援・要保護ともに1世帯増で算出しています。
今後の方向性	訪問支援員の協力を得ながら、要支援・要保護家庭への適切な養育の実施を図っていきます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

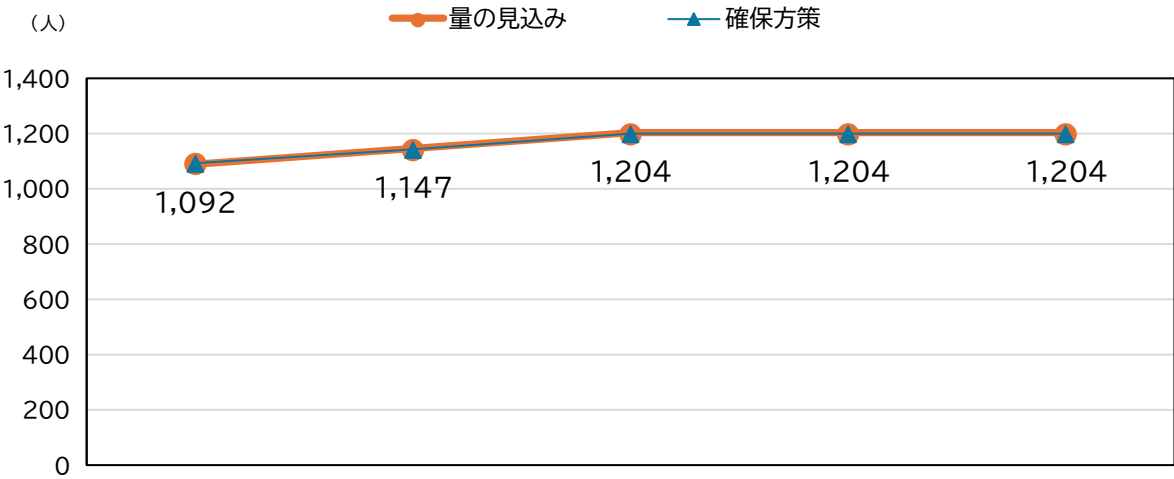
養育環境等に困難を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童が安心して過ごせる居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて包括的な支援を行っていきます。

⑮ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換やその他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図っていきます。

⑯ 産後ケア事業

出産後の産婦や新生児及び乳児を対象に、母体の心身の回復支援や育児指導、相談支援を提供する。産後の母子に対して心身のケアや育児の手技についての具体的な指導等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

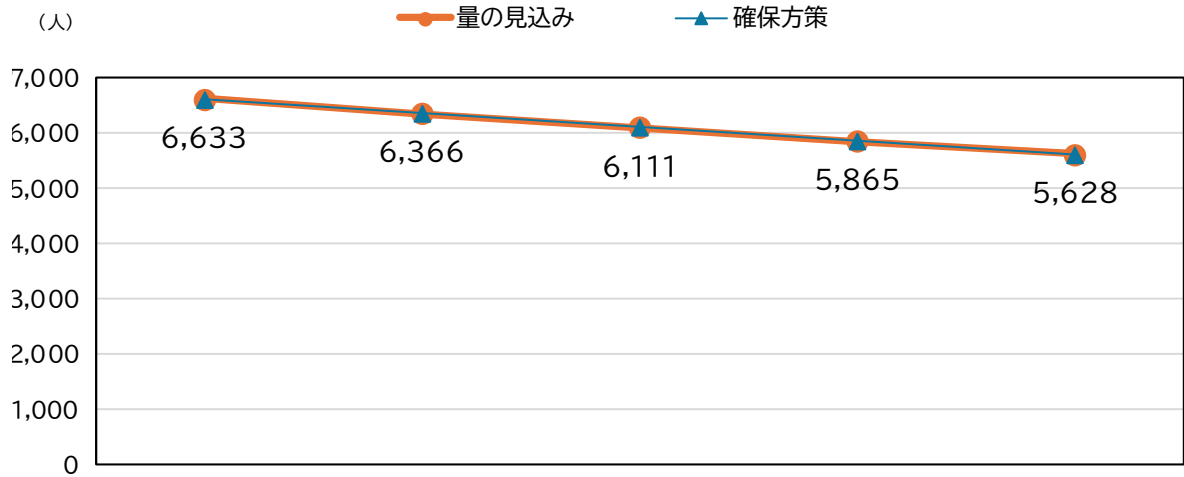


（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,092	1,147	1,204	1,204	1,204
確保方策	1,092	1,147	1,204	1,204	1,204

量の見込みの考え方	令和6年度の推定利用者数(実人数)をもとに、令和5年度からの増加率及び出生数の減少を加味して算出しています。
確保方策の考え方	通所「個別」型事業を令和7年2月から開始しています。 また、令和7年度以降は、宿泊型の利用施設を2施設以上追加し、提供体制の確保を図ります。
今後の方向性	継続して実施していきます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業(事業名:伴走型相談支援)

妊婦やその配偶者等に対して面談や支援を提供し、心身の状態や環境を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供や相談を行います。



(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量的見込み	6,633	6,366	6,111	5,865	5,628
確保方策	6,633	6,366	6,111	5,865	5,628

量的見込みの考え方	直近4年間の妊娠届出数の減少率4%から対象者数を算出し、1組(妊婦及びその配偶者等)当たりの面談回数(妊娠初期・妊娠後期・出産後の3回)を乗じて算出しています。
確保方策の考え方	助産師等専門職による面談及び継続的な情報発信等を通じて必要な支援(伴走型相談支援)を行います。 【妊娠初期】すべての妊婦に面接を行います。 【妊娠後期】妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを実施し、面接等を希望する妊婦及び回答内容から支援が必要と判断した妊婦に面接を行います。 【出産後】新生児訪問に併せて産婦への面接を行います。
今後の方向性	継続して実施していきます。

5 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(1)事業の位置づけ

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から全国の自治体で実施される予定です。

(2)量の見込み

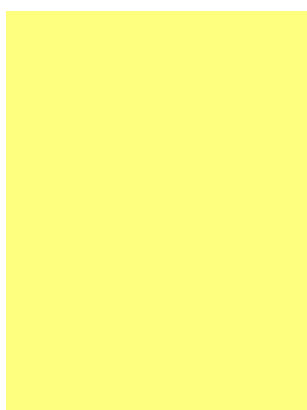
(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就園 児数	合計	1,777	1,760	1,743	1,734	1,725
	0歳	533	528	523	520	517
	1歳	655	649	643	640	637
	2歳	589	583	577	574	571
量の 見込み	合計	401	397	393	392	389
	0歳	180	179	177	176	175
	1歳	136	134	133	133	132
	2歳	85	84	83	83	82

※各年度4月1日時点

量の見込みの考え方

以下条件を基に見込み量を算出しました。

- ① 未就園児数は、保育量の見込み数及び企業主導型保育施設入所予測数を推計人口から除いた数を算出
- ② 量の見込みは、目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査結果や一時保育実績から算出



卷末資料

1 ライフステージに応じた事業一覧

妊娠期		産後		乳児期 (1歳未満)		幼児期 (7歳未満)		小学生 (13歳未満)		中高生 (18歳未満)		若者世代	
基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち	Ⅰ－(1)子ども施策の普及・啓発												
	地域子育て支援事業の周知・啓発												
	子ども条例の普及・啓発												
	子どもの権利擁護委員制度の普及(子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」)												
	子育て情報の提供												
	Ⅰ－(2)子どもの意見表明・参加の推進												
									めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討				
									キッズレポーターによる地域や施設への取材体験				
									MEGURO こどもモニターによる子ども意見の把握				
									Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換				
									中学・高校生タウン情報誌「めぐろ」の編集による情報発信				
									子どもたちが主体的に関わる児童館運営				
									中高生による交通安全啓発事業				
									平和の特派員広島派遣				
									子どもに対する意識調査				
	Ⅰ－(3)児童虐待の予防と発生時の適切な対応												
									東京都児童相談所の整備に向けた取組				
									こども総合相談センター(仮称)の整備				
									東京都児童相談所のサテライトオフィス設置				
									こども家庭センター開設				
									要保護児童対策地域協議会の連携強化				
									児童虐待通告・相談窓口の充実				
									養育困難家庭への支援				
									社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援				
									児童虐待予防の普及啓発				
	Ⅰ－(4)権利侵害から子どもを守る												
									ヤングケアラー支援事業				
									暴力から自分を守る取組				
									人権教育・人権啓発事業				
	子どもの権利擁護委員制度の普及(子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」)												
									いじめ防止等を推進するための組織の設置				
									いじめ問題の未然防止の取組				
									体罰等の防止に向けた取組				
									いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組				
スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣													
長期欠席児童・生徒への学習支援													

	妊娠期	産後	乳児期 (1歳未満)	幼児期 (7歳未満)	小学生 (13歳未満)	中高生 (18歳未満)	若者世代			
基本目標Ⅱ 子ども自らの意思で成長することができるまち	Ⅱ－(1)生きる力をはぐくむための切れ目のない支援									
				児童発達支援センター(保育所等訪問支援)						
				児童発達支援センター(相談支援)						
						子ども向け消費生活講座				
				緊急時等見守り						
				移動支援						
				児童発達支援センター(療育)						
				発達障害支援事業						
						重症心身障害児通所支援事業				
				居宅介護(ホームヘルプ)サービス等の実施						
				短期入所(ショートステイ)サービスの実施						
				学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実						
			子どもの成長に合わせたサポート体制の整備							
						健康教育の推進				
			保護者への早期からの就学に係る情報提供と就学相談							
			教育相談							
			就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実							
						社会教育館等の子ども向け事業				
			Ⅱ－(2)教育・保育の振興							
					乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)			多様な他者との関わりの機会の創出事業		
					私立幼稚園における					
					私立幼稚園への支援					
					区内保育施設における指導検査の強化					
					病後児・病児保育事業					
					幼小中の連携					
								教育活動の充実に向けた支援体制の強化		
								学校 ICT 環境の整備		
					目黒区エコプラザによる環境学習(出前講座)					
					子ども向け消費生活講座					
	認定こども園の運営及び設置支援									
	幼児と児童の交流活動									
	訪問型病児・病後児保育利用料助成									
	認可外保育施設保育料助成									
	障害のある乳幼児の保育の充実									
	認証保育園支援									
	第三者評価									
	延長保育事業									
	一時保育事業									
	特定地域型保育事業									
	家庭福祉員制度									
	「ヒーローバス」運行事業									
	区立保育園の民営化									
					区立こども園の中・長時間保育					
					区立幼稚園・こども園での障害のある幼児への支援					
					区立幼稚園・こども園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施					
					学校環境改善					
					人権教育・人権啓発事業					

妊娠期	産後	乳児期 (1歳未満)	幼児期 (7歳未満)	小学生 (13歳未満)	中高生 (18歳未満)	若者世代
基本目標Ⅱ 子ども自らの意思で成長することが出来るまち				ICTを活用した教育の推進		
				英語教育の充実		
			区立幼稚園・こども園	園における遊びを通じた教育		
			体育・健康教育			
				体罰等の防止に向けた取組		
				日本語国際学級・日本語教室		
				日本の伝統文化理解教育		
				職場体験やボランティア活動等の推進		
				自然体験・生活体験の場の確保		
				学校・園評価		
				特別支援教育の推進		
	Ⅱ-(3)子どものための多様な居場所づくり					
				生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり		
				多様な学びの場、居場所の確保		
			乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設			
			児童館等の役割再構築			
			既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業			
				すべての小学生のための放課後の居場所づくり		
			地域で活動する子育て支援団体との連携支援			
			区有施設建て替えに伴う児童館及び学童保育クラブの再整備及び複合化			
			芝生・キッズパークエリアの再整備			
				障害のある子どもへの居場所の提供		
				ランドセル来館の充実		
				児童館における中高生の居場所の拡大		
				放課後フリークラブの推進		
	Ⅱ-(4)こころとからだの健康づくり					
			もぐもぐピカピカ歯みがき教室			
			歯科予防処置			
			離乳食講座			
			みんなの栄養相談			
					薬物乱用防止活動	
	休日テレホンセンター事業支援					
			平日夜間小児初期救急診療事業			
			休日・休日準夜・土曜準夜診療事業			
			公害補償福祉・予防			
			大気汚染健康障害者の医療費助成申請事務			
			食育推進のための普及啓発			
			栄養相談			
				夏休み子ども食育セミナー・親子食育セミナー		
			新生児聴覚検査			
			4か月児健康診			
			乳児健康診査(6か月児)(9か月児)			
			1歳6か月児健康診査			
			3歳児健康診査			
			4～5歳児健康診査			
			1歳6か月児歯科健診			
			2歳児歯科健診			

		妊娠期	産後	乳児期 (1歳未満)	幼児期 (7歳未満)	小学生 (13歳未満)	中高生 (18歳未満)	若者世代
基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で 成長することができるよう					3歳児歯科健診 5～6歳児フッ素塗布 子どもの健康教室			
			個別相談		歯科健康教育			
					予防接種の勧奨			
					私立幼稚園児の歯科検診委託 区内認可保育園の歯科検診委託			
						「学校における食育指針」に基づく取組 特別給食の実施 健康教育の推進		
					体育・健康教育			
						スクールカウンセラーの区立学校派遣		
基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるよう	Ⅲ-(1)誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり							
		母子保健サービスの充実						
		こども総合相談センター(仮称)の整備						
		こども家庭センター開設						
			ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)					
				保育に係る各種手続のオンライン化 一時保育予約申込のオンライン化				
			家事育児サポーター(産後ドゥーラ)利用費助成事業					
		伴走型相談支援						
		多胎児家庭等への支援						
		特定不妊治療費(先進医療)助成事業						
		妊婦ごはんとオーラルケア						
			産後ケア事業					
		妊婦健康診査						
		妊産婦・新生児・未熟児訪問指導・乳幼児全戸訪問事業						
		出産準備教室						
		妊娠高血圧症候群助成						
		保健指導(保健指導票の交付)						
		妊産婦歯科健						
		子育て情報の提供						
			子育て講座					
				子育て家庭への就労支援 利用者支援事業(基本型)の実施 子育て相談・子育て相談				
		家事育児支援ヘルパー派遣事業						
			子育てスーパーバイザー派遣事業					
		入院助産費用の援助						
						家庭教育講座 PTAが行う家庭教育事業への支援		
		Ⅲ-(2)子育て家庭への経済的支援						
		伴走型相談支援						
		妊娠期・出産・子育て期にわたる伴走型相談支援と経済						
						外国人学校補助		
			養育医療(未熟児養育医療)費助成					
				小児慢性疾患の医療費助成				

	妊娠期	産後	乳児期 (1歳未満)	幼児期 (7歳未満)	小学生 (13歳未満)	中高生 (18歳未満)	若者世代		
基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるようまち			育成医療費助成						
			障害児福祉手当の支給						
			児童手当、子ども医療費助成						
			児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度						
			児童育成手当(障害手当)、特別児童扶養手当						
			私立幼稚園等園児保護者に対する負担軽減						
			母子及び父子福祉資金貸付						
			ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金						
			ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金						
					就学援助				
			ファミリー世帯家賃助成						
			ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援						
	Ⅲ－(3)子どもと家庭への多様な支援								
								次代を担う若者への自立に向けた支援策づくり	
		養育費確保支援事業							
			子ども食堂推進事業						
				ヤングケアラー支援事業					
				思春期・青年期親の会					
		母親の会							
				地域の学習支援団体への支援事業					
		ファミリー・サポート・センターの充実							
			子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施						
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス							
		母子生活支援施設の運営							
				学習支援事業					
				スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣					
				日本語国際学級・日本語教室					
Ⅲ－(4)子育て家庭が集える環境づくり									
公民連携による地域子育てネットワークの構築									
こども家庭センター開設									
			はじめての子育ての集い						
			子育てふれあいひろばの運営及び民間ふれあいひろばへの支援						
			児童館における乳幼児活動						
			区立保育園開放						
			区立幼稚園・こども園の園庭・保育室開放						
Ⅳ－(1)多様な活動場所の提供									
			児童館等の役割再構築						
			既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業						
					すべての小学生のための放課後の居場所づくり				
			芝生・キッズパークエリアの再整備						
			学校開放						
			学校開放運営委員会の活動支援						
Ⅳ－(2)文化・スポーツ活動への支援									
					MDC(メグロダンスコネクション)				
					アウトリーチプログラム				

基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち	Ⅳ－(1)多様な活動場所の提供							
			児童館等の役割再構築					
			既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業					
					すべての小学生のための放課後の居場所づくり			
			芝生・キッズパークエリアの再整備					
			学校開放					
			学校開放運営委員会の活動支援					
	Ⅳ－(2)文化・スポーツ活動への支援							
					MDC(メグロダンスコネクション)			
					アウトリーチプログラム			

		妊娠期	産後	乳児期 (1歳未満)	幼児期 (7歳未満)	小学生 (13歳未満)	中高生 (18歳未満)	若者世代
基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち						トッパススリート交流イベント トッパススリート競技観戦ツアー e スポーツ体験事業 区民交流ポッチャ大会 子どもに魅力のある芸術文化事業 子どもへの伝統文化の継承 体育館等の子ども向け事業 総合型地域スポーツクラブモデル事業 地域の教育力を活かした教育活動 社会教育館等の子ども向け事業 日本の伝統文化理解教育 図書館の子ども向け事業		
	Ⅳ－(3)子どもの育ちを支える地域づくり							
		要保護児童対策地域協議会の連携強化						
		公民連携による地域子育てネットワークの構築						
						地域学校協働活動の推進 子ども食堂推進事業		
				おもちゃの病院				
					親子ふれあい入浴デー			
							保護司会・更生保護女性会・BBS 会の活動 社会を明るくする運動への支援	活動支援
							地域の学習支援団体への支援事業	
				ファミリー・サポート・センターの充実				
							児童館でのボランティアの育成と活用	
				ふらっとネットワーク				
				保護者の児童館活動への参加の促進				
							青少年の乳幼児ふれあい体験 地域教育懇談会の活動支援	
基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる 子育てにやさしいまち	Ⅴ－(1)防犯・防災対策の推進							
						学校における防犯対策		
		生活安全パトロールの継続実施と活動強化						
		犯罪防止対策の推進						
						地域安全パトロール 団体等への防犯資器材貸与及び 防犯ブザーの配布		
				災害時における乳幼児や児童の防災拠点整備				
				安全・安心に関する情報提供				
				保育園、児童館等における危機管理意識の高揚				
						保護者連絡システムの活用(学校緊急情報連絡システム)		
						学校の防災対策・応急救護体制の実施		
						安全教室		
						学校における危機管理意識の向上		
						安全教育		
						こども 110 番		

妊娠期		産後		乳児期 (1歳未満)		幼児期 (7歳未満)		小学生 (13歳未満)		中高生 (18歳未満)		若者世代	
基本目標Ⅴ 子どもが安全に 子育てにやさしいまち	Ⅴ－(2)交通安全対策の推進												
					通園・園外保育等の交通安全対策の推進	通学路の安全点検(合同点検)の推進		中高生による交通安全啓発事業					
						交通安全対策の推進							
						交通安全教育等							
						安全・安心の道路交通対策							
	Ⅴ－(3)子育てにやさしい環境づくり												
	経路のバリアフリー化推進												
	公園等の整備												
	公園等のリノベーション												
			公園で自然や生き物とふれあう機会の提供										
			公的住宅の提供										
			ファミリー世帯家賃助成										
			ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援										
ユニバーサルデザインによる施設整備(学校、児童館、保育園等)													

2 目黒区子ども総合計画改定の経緯

(1) 目黒区子ども施策推進会議における検討

日程		内容
令和5年度	6月6日	第1回子ども施策推進会議 目黒区子ども総合計画改定に向けての基本的な考え方について(諮問)
	8月4日・8月9日	第1回子ども施策推進会議小委員会
	8月8日(書面開催)	第2回子ども施策推進会議
	9月5日	第3回子ども施策推進会議
	12月4日	第2回子ども施策推進会議小委員会
	12月26日	第4回子ども施策推進会議
	3月26日	第5回子ども施策推進会議
令和6年度	5月30日・6月4日	第1回子ども施策推進会議小委員会
	6月14日	第1回子ども施策推進会議
	8月5日	第2回子ども施策推進会議
	8月22日	子ども施策推進会議会長から区長へ答申
	10月1日	第2回子ども施策推進会議小委員会
	11月5日	第3回子ども施策推進会議
	1月14日	第3回子ども施策推進会議小委員会
	1月31日	第4回子ども施策推進会議

(2) 子ども総合計画改定に係る基礎調査の実施(調査期間: 令和5年10月11日～11月1日)

調査票名称	対象者	対象数	回収数	回収率
小学校入学前保護者調査	就学前の子どもを持つ保護者【標本調査】	3,000人	1,136人	37.9%
小学生保護者調査	小学生の子どもを持つ保護者【標本調査】	3,000人	1,114人	37.1%
小学生調査	小学校2・4・6年生【全数調査】	6,224人	1,544人	24.8%
中高生調査	中学校1・3年生および令和6年4月1日時点で16歳から18歳の方【全数調査】	9,494人	1,581人	16.7%

(3) 子どもへの意見聴取事業の実施

事業名称	時期	対象者	対象数
きもちのき	令和6年5月1日から5月31日まで	児童館に来訪する小・中学生	573件
高校生向けワークショップ「いっしょに考えるヤングケアラー」	令和6年6月26日	トキワ松学園高等学校に在籍する2年生・3年生	19人
めぐろ Youth ミーティング(オンラインミーティング)	令和6年7月6日	公募した16～25歳の子ども・若者世代	4人

(4) パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和6年11月27日(水)から令和7年1月6日(月)まで
意見提出件数	230件

3 目黒区子ども施策推進会議委員名簿

(令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

選任区分	役職名	氏名	所属団体等	任期
学識経験者	会長	かねこ めぐみ 金子 恵美	文京学院大学人間学部教授	
	副会長	たかはし たかし 高橋 貴志	白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授	
	委員	おおたけ さとる 大竹 智	立正大学社会福祉学部教授	
	委員	ありむら たいし 有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授	
	委員	かたかわ ともこ 片川 智子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	
関係団体等	委員	せいた としこ 清田 俊子	目黒区民生児童委員協議会 (目黒区主任児童委員)	
	委員	かりまた てるよ 狩俣 照代	目黒区青少年委員会	
	委員	くろだ えいじ 黒田 英二	目黒区立小学校PTA連合会	
	委員	やぐち なみ 矢口 捺視	目黒区立中学校PTA連合会	
	委員	やまうち あや 山内 彩	保育園利用者	令和6年3月31日まで
	委員	やぶき じゅんや 矢吹 淳也	保育園利用者	令和6年5月8日から
	委員	うえだ やすし 植田 泰	めぐろ子ども子育て連絡会	
	委員	いわお かよ 岩男 加代	目黒区障害者団体懇話会	
	委員	たけいち むつこ 武市 睦子	目黒区私立幼稚園父母の会	令和6年3月31日まで
	委員	おかだ みさこ 岡田 美沙子	目黒区私立幼稚園父母の会	令和6年5月8日から
	委員	おか ひでき 岡 秀樹	目黒区私立幼稚園協会	
	委員	みずの きょうこ 水野 恭子	社会福祉法人目黒区社会福祉協議会	
	委員	きたむら えいや 北村 衛也	目黒区私立認可保育園園長会	
公募区民	委員	いいだ ゆうこ 飯田 優子	区民委員	
	委員	とみやま みお 富山 美欧	区民委員	
学校関係	委員	いわまえ まこと 岩前 真	目黒区立小学校長会	令和6年3月31日まで
	委員	すずき みのる 鈴木 稔	目黒区立小学校長会	令和6年5月8日から
	委員	はらだ けいいち 原田 恵一	目黒区立中学校長会	
	委員	たむら なおひろ 田村 直宏	東京私立中学高等学校協会第七支部	

4

子ども・若者意見聴取事業 一めぐろ Youth ミーティングー

Youth からの意見と区からのアンサー



<Youth の意見①>

勉強ができる学習スペースをもっと増やしてほしい。



<回答>

今の目黒区で学習ができる施設は、図書館や児童館があります。児童館では、子どもの自由な活動を尊重し、活動室では、ずっと勉強している子もいます。ちなみに、東根児童館には、区内で唯一学習専用ルームがあり、好きなだけ勉強をすることができます。その他の施設では、多くの人が平等に利用できるよう、どうしても予約制となっていたり、使用できる時間が決められていたりします。小学生、中学生、高校生などその人によって、使用したい時間は違うかもしれません。区としても、もっと、自由なタイミングで 사용할ことができるような居場所があると良いのではないかと思います。

事業名等

P.74	Ⅱ-(3)-01 生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり
P.75	Ⅱ-(3)-03 乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設
P.75、107	Ⅱ-(3)-04 児童館等の役割再構築
P.76、107	Ⅱ-(3)-05 既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業



<Youth の意見②>

経済的に塾に行けない子どもに対しての支援策が必要。



<回答>

今の目黒区では2つの学習支援を行っています。まず、1点目「めぐろ子ども未来応援塾」といって、ひとり親家庭の小学4年生から高校3年生を対象に受講者(条件設定あり)を募集して、ボランティアの方々が学習習慣の定着や基礎的な学力の向上を図るための学習支援をしています。つぎに2点目「目黒区子どもの学習・生活支援事業」といって、生活に不安を抱えている世帯の子どもを支えていく取り組みの一環として、平成27年度から認定特定非営利活動法人キッズドアと連携し、区内在住の中学生と高校生を対象とし実施しています。学習習慣を身に付け、目標とする高校や大学などの進学への一助としてもらうため、一人ひとり寄り添う形での個別学習支援を行っています。「塾に行きたくても行けない」「学びたくても学べない」という心の声に、寄り添ってサポートしていきます。

事業名等

P.101	Ⅲ-(3)-06 地域の学習支援団体への支援事業
P.102	Ⅲ-(3)-11 学習支援事業





<Youth の意見③>

若者世代への広報は、LINE などの SNS をもっと活用すべき。



<回答>

今の目黒区では、SNS(LINEやXなど)の公式アカウントがあり、ご自身のアカウントをお持ちの方々には、様々な情報を取得したり、知りたい情報を検索出来たりするようになっています。ただし、若者のみなさんに、目黒区のことをより身近に感じてもらうためには、目黒区からの発信力を強めていく必要性を感じています。そのため、来年度からLINE等を通じた、若者の皆さんを対象とした情報発信に取り組んでいく予定です。

事業名等

P. 43 I-(1)-01 地域子育て支援事業の周知・啓発

P. 46 I-(2)-01 めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討



<Youth の意見④>

木造密集地域において、災害時の対策が地域住民に浸透しているのか疑問。



<回答>

目黒区は、老朽化した木造住宅が密集し、公共施設等の整備が不十分な地域(木造住宅密集地域)において、老朽建築物の建替えや公園等の整備などに取り組み、防災性と住環境の向上を目指しています。また、地域住民主体の協議会において、防災講演会を地元の小学校などで開催し、子育て世帯を含む地域のみなさまが参加しています。今後も、若い世代のみなさんが主体となって、地域防災力の向上の推進を行えるような取り組みを行っていきます。

事業名等

P. 118 V-(1) 防犯・防災対策の推進



<Youth の意見⑤>

子ども達に対して公募で集めた意見、本当に反映されているのか。



<回答>

はい！実は今までも、児童館の運営などは子ども達と一緒にルールを決めながら運営を行ってきました。子ども達の居場所のルールに限らず、区の施設や事業、様々なことに対して、子ども達の声を聴き、その意見を取り入れながら取り組みを進めています。子どもから大人までみんなにとって魅力ある目黒区にしていきたいと考えています。ただし、今までは、その意見がどこで採用され、どの事業に反映されたのかわからなかったため、そのような思いを持たれたのかもしれませんが。今後は、みなさんからいただいた意見が、どのように反映されたのか、できるだけフィードバックしていきたいと考えています。

事業名等

P. 46 I-(2)-01 めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討

P. 47 I-(2)-03 MEGURO こどもモニターによる子どもの意見の把握

P. 48 I-(2)-04 Youth ミーティングによる子どもたちとの意見交換



<Youth の意見⑥>

路上喫煙は禁止なのに店先での喫煙をしている人がいるのが子どもにとって少し迷惑だと感じる。たばこ専用スペースなどを設けてほしい。



<回答>

目黒区では現在、中目黒など4駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、区域内の道路での喫煙を禁止にしています。とはいえ、店先で喫煙をしていた場合、お店の敷地内で喫煙されている方は、区の条例の対象外になって取り締まることができません。(くやしいです。)とはいっても、ご指摘いただいているように、迷惑だと感じるという声も目黒区に届いているのが現実です。そのため、これからも喫煙所の増設、店舗への働きかけ、各種啓発活動を行い、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備に取り組んでいきます。また、今後、路上喫煙禁止区域を区内全域に拡大する方向で検討を進めています。

事業名等

P. 124 V-(3) 子育てにやさしい環境づくり



<Youth の意見⑦>

もっと自転車の専用レーンを設置してほしい。歩道が狭くて登下校の小学生も危険だと感じる。



<回答>

目黒区内では、自転車レーン(または自転車専用通行帯)や自転車ナビマークなどの自転車走行環境整備を進めています。しかし、区道では自転車レーンを設置するための規定(幅員等)を満たす道路が少ないため、主に自転車ナビマークの整備が中心となっています。そのため、自転車の専用レーンがあることが望ましいですが、道路の整備だけではなく、自転車に乗る人のマナーの向上も必要だと考えています。道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられているので、車道の左側通行が原則です。引き続き、違反者に対しては、毎年、警察と連携して周知啓発活動をおこない、安全な歩道の確保を目指します。

事業名等

P. 122 V-(2)-03 総合的な自転車対策の推進



<Youth の意見⑧>

目黒区って魅力いっぱいだけど、いろいろな課題が埋もれていると感じる。



<回答>

目黒区は魅力がいっぱい！ 目黒区で過ごして下さる方々がそう感じてくださることはとても嬉しいことです！ ただし、きっとその反面、もっとこうしたら良いのに…と思うこともあるかと思います。私達職員も、もっともっとみなさんに目黒区の魅力を感じてもらえるように、課題解決に向けて全力で取り組んでいきます。来年度から、みなさんもそうした課題に対して、一緒に取り組んでいけるような仕組みを考えていますので、協力してくださいね。

たくさんの意見をありがとうございました。これからも目黒区は子ども・若者の皆様の意見をなるべく施策に反映できるよう、引き続き検討していきます。

5 用語解説(50音順)

この解説は、本計画に記載されている用語についてのものです。

ア行

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

アウトリーチ

芸術文化分野においては、芸術文化に接する機会や関心がない人々に対し、興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかけるなどの様々な活動。例として、音楽家が学校や病院などの音楽ホール以外の場所に出張して行う演奏活動などがある。医療福祉分野においては、生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

アジェンダ

実行を目指してつくられる計画のこと。

(子どもの)アドボカシー

子どもが意見を述べることについて、年齢や成長に応じてふさわしい支援を行うこと。

189

児童相談所全国共通ダイヤルの番号で、「いちはやく」と覚えやすい語呂合わせになっている。児童虐待や子どもの安全に関する相談や通報を24時間受け付けている。

医療的ケア

家族や看護師が医師の指導のもとに日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な行為。

ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に良好で、満足できる状態や幸福感を示し、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

SDGs

平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

エデュケーション・アシスタント

児童へのきめ細かな対応が必要な小学校の第 1 学年から第 3 学年までにおいて、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う者。(東京都 HP より引用)

NPO

Non-Profit Organization(非営利組織)の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法(NPO 法)」に基づく認証を取得し、法人登記した団体を NPO 法人という。

力行

学校運営協議会

学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づいた仕組みのこと。

学校評議員

学校評議員の役割は、各学校の校長の求めに応じて、教育目標・計画や地域との連携の進め方など学校運営に意見などを述べること。校長は、この意見を参考に特色ある学校、開かれた学校づくりを進めていく。

学校ひろば

子どもたちや地域の安全な遊び場として、区立小・中学校の校庭を区民に開放する事業。

家庭福祉員

児童福祉の向上を図る目的として、区が認定する児童の保育に技術と経験を有する者がその家庭等において保育を受託する事業。

基礎調査

子育てサービスのニーズや子育ての現状を把握し、子ども総合計画改定に向けた基礎資料とするため、未就学の子どもがいる保護者 3,000 人、小学生の子どもがいる保護者 3,000 人のほか、子ども(小学生 2・4・6 年生、中学生 1・3 年生、高校生世代)に行った調査。

教育委員会

教育委員会は、法律(地方自治法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律など)に基づき、教育に関する仕事を専門的に行う目黒区の行政委員会。教育委員会は教育長及び4人の教育委員で構成し、その下に、事務局、教育機関(学校、幼稚園、社会教育館、図書館など)がある。

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(人口動態統計(厚生労働省)参考資料より抜粋)

校務システム

成績処理や出欠席管理等の校務処理を行うためのシステム。

子育て情報専用アプリ

目黒区の子どもと子育てについての情報が掲載されているWEBサイト・アプリ。令和7年度時点では「めぐろ子育てホッ！とナビ」として子育て関連施設の情報やイベント情報、行事のお知らせ、子育てグループの団体紹介などを掲載している。

子育てスーパーバイザー

児童にかかわる問題等の改善、児童及び保護者へのカウンセリングの充実等を目的とし、児童館・保育園の職員の資質を向上させるために派遣する臨床心理士等。

子ども教室

地域の人材を活用して様々な教室を実施し、子どもたちに地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する事業。

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月に新設された子ども・子育て支援法において、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とした制度。

サ行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

児童の権利に関する条約

1989 年に、国連総会において採択された条約。18 歳未満のすべての子ども(児童)を対象として子どもの人権について規定するとともに、子どもの権利や自由の尊重及び確保の観点から必要となる事項について規定している。日本は 1994 年にこの条約を批准した。

児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、児童発達支援（療育）が必要な子どもに対し、日常生活での基本動作や集団生活への適応訓練、知識技能の付与などを行う通所施設。児童発達支援を行うほか、保育所等訪問支援や障害のある子どもやその家族へ援助・助言を行う地域の中核的な支援機関としての役割を担っている。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律で昭和 22 年に制定された。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、養育家庭(里親)や児童養護施設など、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

食育

食に関する正しい知識と望ましい食習慣などを身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うための教育。目黒区では、学校における食育の目標と基本的指針、推進体制などを定めた「学校(園)における食育指針」を策定し、食育を推進している。

スーパーバイズ・コンサルテーション

園や学校等全体に対して、インクルージョンが推進されるための環境をつくれるように働きかけることにより、園や学校等として障害児を受け入れる力をつけていく手法。

スクールカウンセラー

臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有するものであり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な役割を担う者。

スタートカリキュラム

小学校第1学年において、児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるよう教育課程を工夫すること。具体的には、生活科において学校を探検する学習活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、合科的(2つ以上の教科をまとめて総合的に教育する)に扱うことが考えられる。

Society5.0

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

タ行

地域型保育事業

児童福祉法により、4つの類型からなる保育について、区が認可する事業の総称。主に0歳から2歳までの子どもを19人以下の少人数単位で保育する事業。4つの類型は、①家庭的保育②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育がある。

地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、平成29年3月の社会教育法の改正により法律に位置づけられている。

ティーンズフェスタ

目黒区在住・在学や区内児童館を利用している中学生・高校生が企画運営するおまつり。

デートDV

恋人同士の間で発生する暴力行為や精神的な支配、嫌がらせを指す。身体的暴力だけでなく、言葉や行動による精神的虐待、経済的支配なども含まれる。

TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG)

東京都が開設した「英語で学ぶ」体験型英語学習施設。

東京都児童相談所のサテライトオフィス

都・区市町村児童相談共同運営モデル事業として、令和2年(2020年)7月から子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置。都と区市町村が協働で虐待相談に対応するモデル事業を開始している。

トー横キッズ

「トー横」とは「新宿東宝ビルの横」を略したもので、歌舞伎町の新宿東宝ビル周辺の路地裏に集まっている子どもや若者のこと。虐待やいじめなどを理由に生きづらさを感じ、居場所を求めて「トー横」に集まって過ごしている子どもたちが、犯罪に巻き込まれるケースも多く、近年メディアでも取り上げられている。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教室

通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害等の児童・生徒(自閉症、情緒障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害に該当する又はそれに類するもの)を対象に、拠点校の専門の教員が児童・生徒の在籍する学校に巡回して指導を行う。

ナ行

認可外保育施設

児童福祉法による認可を受けた認可保育所・認定こども園・地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とした施設の総称。また、幼児教育を目的とする施設において、一定程度、親と離れることが常態としている場合も含まれる。

認可保育園

児童福祉法上の児童福祉施設で、国が定めた基準に適合し、都道府県から認可を受けた保育園。法令名称は「認可保育所」。

認証保育園

大都市のニーズに対応するため、児童福祉法による認可を受けていない保育施設のなかで、大都市の特性に着目した都独自の基準を満たし、都が認証した保育園。条文名称は「認証保育所」。

妊娠高血圧症候群

妊娠 20 週以降から分娩後 12 週の間、妊娠が原因で高血圧や蛋白尿の症状を呈する疾患。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。

八行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。(発達障害者支援法(平成16年法律第167号))

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、健康で自分らしく暮らせるまち、快適で暮らしやすい持続可能なまちを目指し、様々な障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこと。

ファミリー・サポート・センター

子育て支援のための会員制の組織。育児援助を希望する方に、育児援助を行いたい方を紹介し、一時的・短期的に地域で子育てを支えあう制度。

保育所等訪問支援

障害のある児童の通う保育所等に訪問し、障害のある児童の状況や環境に応じて集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスである。

放課後子ども総合プラン

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育クラブ)と放課後子供教室(ランランひろばや子ども教室など)の整備等を進める計画。

放課後フリークラブ

平日の放課後に、児童が小学校の校庭で自由に遊べるランドセルひろば事業及び地域の人材を活用し、学校施設等で体験教室等を実施する子ども教室事業。

ほ・ねっとひろば

総合庁舎別館2階に設置されている「子育てふれあいひろば」で、子育て家庭の保護者と子どもに遊びのひろばを提供しながら、手遊び、読み聞かせや子育てミニ講座などを行っている。また、子育ての不安や悩みの相談を受けるほか、子育て情報の提供を行う。

マ行

めぐろう

目黒区が平成20年度から発行している中学・高校生タウン情報誌の名称で、中高生編集員を毎年募集し、取材や編集活動等を行い、自らの力でつくっている冊子の名称。

目黒区子ども施策推進会議

子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くための区長の付属機関。

目黒区地域安全パトロール協力会

区内を中心に地域に密着した業務を行っている事業者等と協力し、区民の防犯意識の啓発を促すことを目的として創設された会。

めぐろ はあと ネット

子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため設置した制度。

ヤ行

ヤングケアラー

大人が担うような家族のケア(家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど)を行っている18歳未満の子ども。18歳から概ね30歳までのケアラーを「若者ケアラー」という。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

幼稚園の預かり保育

通常の教育課程に係る時間の前後または長期期間中(夏休みなど)に行っている、子どもを預かる幼稚園の事業。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等(児童相談所、こども家庭センター、保健機関、学校、警察等)で構成し、情報の交換と支援の協議を行う。

ラ行

ライフステージ

人の一生を幼少期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

ランドセルひろば

区立小学校の校庭等において放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供する事業。

ランドセル来館

小学校の放課後にまとまった遊び場所や時間を確保できるように、下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる。保護者の方が就労等のため、家庭で保育できない場合でも利用できる。

ランランひろば

小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、放課後や夏休みに専任の運営職員の見守りの中で、自主遊び(校庭遊びやボードゲーム、工作活動等)や自主学習(学習や読書等)を行うことのできる安全・安心な居場所を提供する事業。

6

目黒区子ども条例

平成 17 年 12 月 1 日公布

目黒区条例第 63 号

改正 平成 25 年 10 月 1 日

条例第 25 号

改正 平成 27 年 3 月 10 日

条例第 14 号抄

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち

第1節 まちづくりの進め方(第5条—第7条)

第2節 子育てを支えるまち(第8条・第9条)

第3節 子どもが安心できるまち(第10条・第11条)

第4節 子どもが参加できるまち(第12条・第13条)

第5節 子ども一人ひとりのことを大切にすまち(第14条・第15条)

第3章 子どもの権利の相談と擁護(第16条—第21条)

第4章 雑則(第22条)

付 則

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。1人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、性別、国籍、障害などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があり、これを大切にすることを約束しました。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもってはぐくまれ、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表したり、様々な場に参加したりするなど経験を重ねる中で、失敗を恐れずに挑戦し、結果に対する責任を学ぶことで、自分の生き方を考えながら成長していくことができます。

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えとともに、子どもが自立し、責任ある社会の一員となるよう導いていく役割を担っています。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力をはぐくみ、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会の形成につながるという考えのもと、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます。

2 この条例で「権利」とは、児童の権利に関する条約において認められる権利のことをいいます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、目黒区にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。

(基本の考え方)

第3条 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりは、次の基本の考え方に基づいて進めます。

(1) 子どもの幸せを第一に考えること。

(2) 子どもの年齢や成長に配慮すること。

(3) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域ぐるみで行うこと。

(大人の役割)

第4条 目黒区は、子どもの権利の尊重と子育ての支援についての施策を、国や東京都などと協力して進めていきます。

2 保護者は、子育てに第一の責任を持つ人として、子どもの権利を尊重し、子どもの年齢や成長に応じた支援や指導に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設は、子どもの権利を尊重し、家庭や地域と協力しながら、子どもが自ら進んで学び、成長していけるよう支援や指導に努めなければなりません。

4 区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動などを通して、子育てを支えるよう努めなければなりません。

第2章 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち

第1節 まちづくりの進め方

(子ども総合計画)

第5条 区長は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、目黒区子ども総合計画をつくります。

2 目黒区子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 区長は、目黒区子ども総合計画をつくるとき又は見直すときは、あらかじめ目黒区子ども施策推進会議の意見を聴きます。

4 区長は、目黒区子ども総合計画をつくるとき又は見直すときは、子どもを含めた区民の意見を取り入れるよう努めます。

5 区長は、目黒区子ども総合計画をつくったとき又は見直したときは、その内容を公表します。
(子ども施策推進会議)

第6条 区長は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くため、目黒区子ども施策推進会議を設置します。

2 目黒区子ども施策推進会議は、区長の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- (1) 目黒区子ども総合計画に関すること。
- (2) 育ち学ぶ施設の保育園などを利用できる子どもの数に関すること。
- (3) 子どもの権利の尊重と子育ての支援についての施策の実施の状況に関すること。
- (4) その他子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関すること。

3 目黒区子ども施策推進会議は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関して、区長に意見を述べることができます。

4 目黒区子ども施策推進会議の委員は、24人以内とします。

5 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、職を退いた委員は、再度委員となることもできます。

6 目黒区子ども施策推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

(子どもの権利の普及啓発)

第7条 目黒区は、子どもと大人がともに子どもの権利を大切にできるよう次のことを行います。

- (1) 子どもの権利の大切さについての理解を広めること。
- (2) 子どもが、子どもの権利のこと、権利を行使するには他の人のことを大切にすることや、そのための社会のきまりがあることを学ぶ機会をつくること。

第2節 子育てを支えるまち

(子育て)

第8条 子どもは、保護者に愛情を持ってはぐくまれ、成長していく権利が尊重されなければなりません。

2 保護者は、特に乳幼児期には、最も身近な理解者として子どもの気持ちを受け止め、こたえていくよう努めなければなりません。

3 大人は、地域ぐるみで子育てを支えるよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第9条 目黒区は、保護者が子どもの年齢や成長に応じた子育てができるよう次のことを行います。

- (1) 子育て家庭に対するその状況に応じた支援
- (2) 子どもの健康づくりのための支援

第3節 子どもが安心できるまち

(子どもの安心)

第10条 子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、命が守られ、平和と安全な環境^{かんきよう}のもとで、安心して生きる権利が尊重されなければなりません。

2 だれであっても、虐待^{ぎゃくたい}やいじめなど子どもの権利侵害^{しんがいはい}をしてはなりません。

3 大人は、関係機関と協力して、子どもが安心できる生活を守るよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第11条 目黒区は、子どもが安心して生活できるよう次のことを行います。

(1) 虐待^{ぎゃくたい}やいじめなど子どもの権利侵害^{しんがいはい}の予防、早期発見その他の権利侵害^{しんがいはい}の防止のための必要な対策

(2) 子どもが、安心して、自由に相談できる仕組みづくり

第4節 子どもが参加できるまち

(子どもの参加)

第12条 子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。

2 大人は、子どもの意見を受け止めるよう努めなければなりません。この場合、その年齢^{ねんれい}や成長に応じてふさわしい配慮^{はいりよ}をしなければなりません。

3 大人は、様々な体験や学習など子どもが活動できる機会をつくるよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第13条 目黒区は、子どもの意見の表明、体験や学習、活動のため、次のことを行うよう努めます。

(1) 区政、施設^{しせつ}の運営や行事への子どもの意見の反映

(2) 子どもが主体的な活動^{しえん}の支援

第5節 子ども一人ひとりのことを大切にするまち

(自分らしさ)

第14条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設^{しせつ}、地域などにおいて、自分らしさを認められながら育つ権利が尊重されなければなりません。

2 大人は、子どもが、安全で安心できる環境^{かんきよう}の中で、自分が受け入れられ、主体性がはぐくまれる居場所^{いばしょ}を子どもの身近なところに確保するよう努めなければなりません。

(目黒区の取組)

第15条 目黒区は、子どもの居場所^{いばしょ}づくりのため、次のことを行います。

(1) 公共施設^{しせつ}などの活用

(2) 子どもが利用しやすい施設^{しせつ}の運営

第3章 子どもの権利の相談と擁護

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第 16 条 区長は、子どもの権利侵害^{しんがい}について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速^{じんそく}に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員^{ようご}(以下「委員」といいます。)を設置します。

2 委員は、3人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のある人から選ばれます。

3 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、職を退いた委員は、再度委員となることもできます。

4 次の人は、委員になることができません。

- (1) 衆議院議員^{また}又は参議院議員
- (2) 地方公共団体の議会の議員^{また}又は長
- (3) 政党その他政治団体の役員
- (4) 目黒区^もの教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会委員^{また}又は監査委員^{かんさ}

5 委員は、任期の満了^{まんりょう}以外は、その意に反して職を解かれませんが、区長は、委員が心身の故障によりその活動ができないと判断したときやふさわしくない行為^{こうい}があると判断したときは、その職を解くことができます。

6 委員の報酬^{ほうしゅう}の額は、目黒区付属機関の構成員^{こうせいちゅう}の報酬および費用弁償^{べんしょう}に関する条例(昭和31年 12月目黒区条例第27号)第2条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬および費用弁償^{べんしょう}に関する条例(昭和31年12月目黒区条例第28号)別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験^{また}又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲^{はんい}内で区長が定める額とします。

(委員の仕事)

第 17 条 委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利侵害^{しんがい}について、子ども^{また}又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援^{しえん}などを行うこと。
- (2) 権利侵害^{しんがい}を受けている子どもについて、本人^{また}又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- (3) 権利侵害^{しんがい}を受けている子どもについて、緊急^{きんきゅう}を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- (4) 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響^{えいきょう}を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害^{しんがい}したものに対して、その影響度^{えいきょうど}に応じ、意見の表明又は改善^{また}の要請^{ようせい}を行うこと。
- (5) 改善^{ようせい}の要請を受けたものに対して、改善^{じょうきょう}の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

(申立てができること)

第18条 救済の申立てができることは、子どもの権利侵害^{しんがいはい}に関することとします。ただし、次のことは、申立てをすることができません。

- (1) 裁判所^{けいそう}で係争中のこと又はその判決^{また}などのあったこと。
- (2) 不服申立て中のこと又はその裁決^{また}などのあったこと。
- (3) 区議会などに請願^{せいがん}、陳情^{ちんじょう}などをしていること。
- (4) 委員の活動に関すること。

(委員の仕事の進め方)

第19条 委員は、その仕事を進めるに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- (1) それぞれ独立してその仕事を行うこと。ただし、意見の表明^{また}又は改善^{ようせい}の要請は、原則として合議の上、行うものとします。
- (2) 自己と利害関係のあることにかかわらないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密^もを漏らさないこと。その職を退いた後も同様とします。
- (4) 申立人などの人権に十分配慮^{はいりよ}すること。
- (5) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。
- (6) 調査を行うときには、事前に調査をしようとするものの同意を得ること。ただし、委員が特に必要がないと認めるときは、同意を得ないこともあります。
- (7) 工作中は、身分証明書を身に付け、求めに応じ提示^{ていじ}すること。

(改善の要請への対応)

第20条 目黒区は、改善^{ようせい}の要請を受けたときは、速やか^{すみ}に改善し、その内容を委員に報告しなければなりません。

2 目黒区以外のものは、改善^{すみ}の要請を受けたときは、速やか^{すみ}に改善し、その内容を委員に報告するよう努めなければなりません。

(委員への協力)

第21条 保護者、育ち学ぶ施設^{しせつ}、区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第4章 雑則^{ざっそく}

(委任)

第22条 この条例の施行^{しこう}について必要なことは、別に定めます。

付 則^{ふそく}

この条例は、公布の日から施行^{しこう}します。ただし、第6条及び第3章の規定は、規則で定める日から施行^{しこう}します。

(平成18年規則第88号で、第6条に係る部分については、平成18年12月1日、平成19年規則第79号で、第3章に係る部分については、平成20年1月9日から施行)

付 則（平成25年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行^{しこう}します。

付 則（平成27年3月10日条例第14号抄）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

8 改正法附則第2条第1項の場合においては、第7条の規定による改正後の目黒区子ども条例第16条第4項の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の目黒区子ども条例第16条第4項の規定は、なおその効力を有する。

目黒区子ども総合計画 (令和7年度～令和11年度)

令和7年3月発行

発 行 目黒区

編 集 目黒区子育て支援部子育て支援課
〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電 話 03-5722-8723(直通)

FAX 03-5722-9328

印 刷 株式会社日本能率協会総合研究所